

平成 28 年 2 月 10 日

## 遊具による子供の事故に御注意！

身体を動かして遊ぶことは子供の心身の発育に重要です。公園・広場や学校・保育施設、レジャー施設・店舗等の遊び場に設置されている遊具<sup>1</sup>（滑り台やブランコ、鉄棒、ジャングルジム等）を使った遊びもその大切な一部です。一方、遊具による子供<sup>2</sup>の事故が、1,518 件<sup>3</sup>消費者庁に寄せられており、そのうち、入院を要する又は治療期間が3週間以上となる事故は3割近く（397 件）を占めています（平成 21 年 9 月から平成 27 年 12 月末日までの登録分）。

事故を防ぐには、遊具の管理者による「遊具の適切な設置」、「点検」、「注意事項等の分かりやすい掲示」などの安全対策への取組が前提となりますが、一方で、利用者や見守る人が注意をすることで避けられる事故も多くあります。

消費者庁では、遊具による事故が増え始める春を前に、遊具による事故防止に関する関係行政機関への要請を行うとともに、消費者の皆様には遊具で子供を遊ばせる時の注意点をお知らせします。

遊具による事故にはいろいろな原因がありますが、注意すべき点として共通する点も多くあります。特に以下の点に気を付けましょう。

- （1）施設や遊具の対象年齢を守りましょう。
- （2）6 歳以下の幼児には保護者が付き添いましょう。
- （3）子供の服装や持ち物に注意しましょう。
- （4）遊具ごとの使い方を守らせましょう。
- （5）遊具を使う順番待ちでは、ふざけて周りの人を押したり突き飛ばしたりしないようにさせましょう。
- （6）天候に気を付けましょう。
- （7）遊具の不具合や破損を見つけたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。

<sup>1</sup> 本資料において、「遊具」は、主に子供が身体を動かして遊ぶことを目的として利用する、ブランコ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、雲てい、複合遊具、その他これらに類するものとする。なお、公園、学校等に設置されている、複数の利用者が使用するものを対象とし、家庭内での使用であることが明確なケースは除外した。また、授業など指導中であることが明確なケースについても除外した。

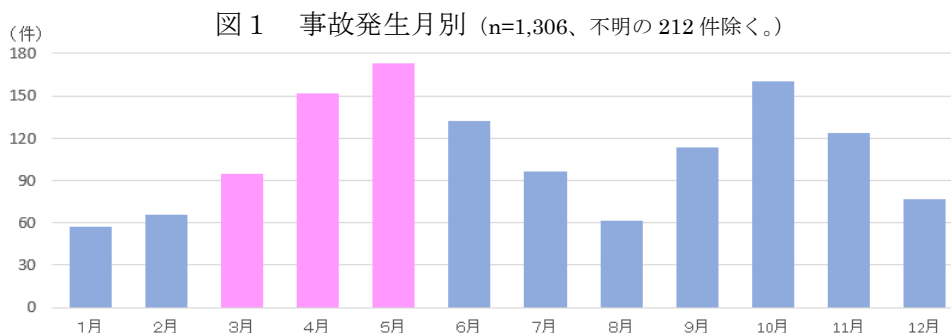
<sup>2</sup> 本資料において、「子供」は 0 歳～12 歳とした。

<sup>3</sup> 「医療機関ネットワーク事業」と「事故情報データバンク」に寄せられた事故情報を、本件のために特別に精査した件数。「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（平成 27 年 12 月時点で 30 機関）から事故情報を収集し、再発防止に活かすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成 22 年 12 月運用開始）。「事故情報データバンク」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成 22 年 4 月運用開始）。

## 1. 遊具による子供の事故について

### (1) 事故情報の概要

消費者庁には、遊具による子供の事故の情報が1,518件寄せられています(平成21年9月から平成27年12月末日までの登録分)。季節で見ると、春(3月～5月頃)に事故が多くなっています。



#### ① 危害の程度<sup>4</sup>・危害部位<sup>5</sup>別

「軽症」が1,063件と最も多いですが、入院を要する又は治療期間が3週間以上となる事故(「中等症」以上。「中等症」、「重症」及び「死亡」。)も397件と3割近くを占めています(図2)。

危害部位としては、「中等症」以上の事故で多いのは、「腕部」(206件)次いで「頭部」(95件)ですが、事故全体で見ると、「頭部」が872件と6割近くを占めています(図3)。

図2 危害の程度別 (n=1,518)

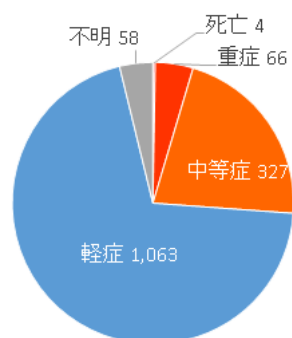
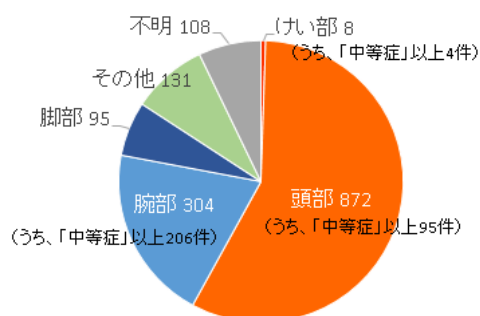


図3 危害部位別 (n=1,518)



<sup>4</sup>「医療機関ネットワーク事業」と「事故情報データベース」での危害の程度の定義を鑑み、本資料では次のようにした。  
「軽症」：入院を要さない、又は治療期間2週間以内の傷病。

「中等症」：生命に危険はないが入院を要する、又は治療期間が3週間～1か月の傷病。

「重症」：生命に危険が及ぶ可能性が高い、又は治療期間が1か月以上の傷病。

<sup>5</sup>「医療機関ネットワーク事業」と「事故情報データベース」での受傷した部位に関する定義を踏まえ、「危害部位」として本資料では次のようにした。

「けい部」：「頭部」と胴体を繋ぐ部分。首。

「頭部」：「目」、「鼻」、「口」、「頬」、「頭頂」など首より上の顔の部分。

「腕部」：「肩」、「腕」、「手首」、「手指」など肩から手指先までの部分。

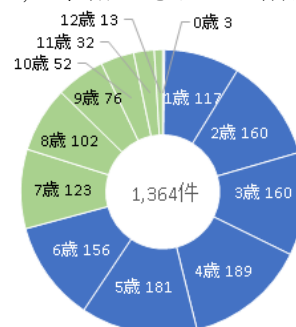
「脚部」：「大腿」、「下腿」、「足首」、「足指」など足の付け根から足指先までの部分。

「その他」：「胸」、「腹」、「背中」、「尻」などの部分。「全身」も含む。

## ② 年齢別

年齢が特定できている1,364件中、6歳以下の幼児の事故が966件と約7割を占めています(図4)。

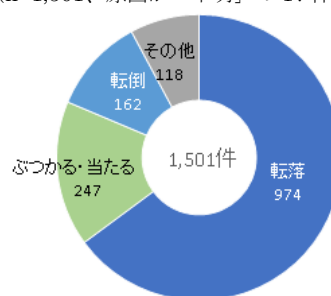
図4 年齢別  
(n=1,364、特定できない154件除く。)



## ③ 受傷のきっかけ<sup>6</sup> 別

受傷のきっかけが分かっている1,501件をみると、「転落」の割合が最も高くなっており、その他「ぶつかる・当たる」と「転倒」を合わせると、大半を占めています(図5)。

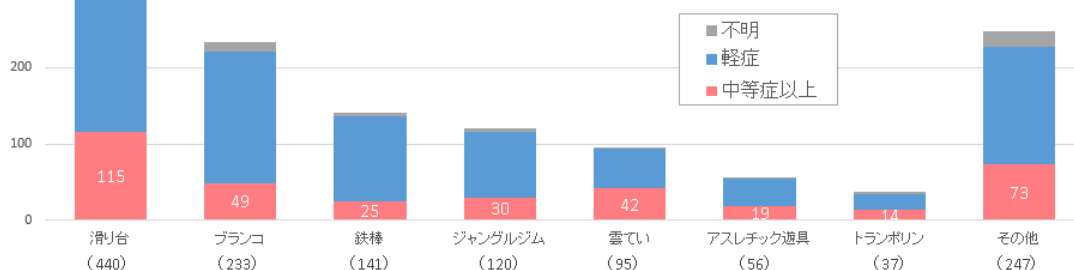
図5 受傷のきっかけ別  
(n=1,501、原因が「不明」の17件除く。)



## ④ 遊具の種類<sup>7</sup> 別

遊具の種類が特定できている1,369件中、「滑り台」が440件と最も多く、次いで「ブランコ」、「鉄棒」、「ジャングルジム」など、様々な遊具で事故が起きています。また、「中等症」以上の事故の約3割が「滑り台」によるものですが、そのほかの遊具でも、「中等症」以上の事故が起きています(図6)。

図6 遊具の種類別  
(n=1,369、「種類不明」の149件除く。)



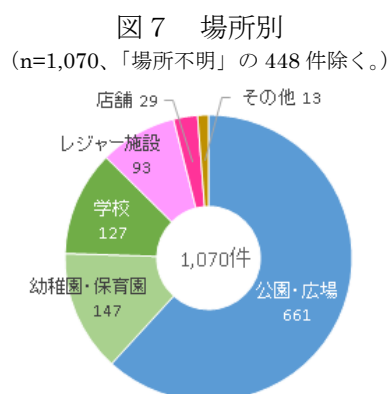
<sup>6</sup> 「その他」: 「挟む」、「さわる・接触する」、「刺す・切る」など。

<sup>7</sup> 「滑り台」・「鉄棒」・「ジャングルジム」・「雲てい」には、「アスレチック遊具」や「複合遊具」の一部となっているものも含む。「その他」の遊具は、「ロープ・ネット状遊具」、「丸太型遊具」、「乗り物系遊具」、「シーソー」、「タイヤ」、「ボールプール」など。

「トランポリン」はセノー株式会社の登録商標ですが、本資料においては「トランポリン」は総称として使用しており、セノー株式会社のトランポリンを特定するものではありません。

## ⑤ 発生場所<sup>8</sup>別

発生場所が特定されている 1,070 件中、「公園・広場」が 661 件と最も多いですが、「幼稚園・保育園」、「学校」、「レジャー施設」や「店舗」でも事故が起きています（図 7）。



## 2. 事故事例

### 【事例 1】

約 3 m の ジャングルジムの頂上から 2 歳児が転落。後ろ向きに落ちた。地面は人工芝だったが、後頭部に数 cm の血腫が認められ、約 1 週間の入院となった。  
(事故発生年月 平成 24 年 9 月、2 歳・男児・中等症)

### 【事例 2】

上の子のお迎えについていき、滑り台の一番上に登って遊んでいた。親が上の子に気を取られていた時、落下音がし、見ると滑り台から転落していた。頭部打撲と顔面出血があり、約 1 週間の入院となった。  
(事故発生年月 平成 27 年 3 月、1 歳・女児・中等症)

### 【事例 3】

滑り台の手すりのつっぱり部分にポンチョが引っ掛かり、首が締め付けられる状態となり、救急搬送されたが後日死亡。  
(事故登録年月 平成 22 年 9 月、1～4 歳<sup>9</sup>・女児・死亡)

### 【事例 4】

滑り台の 滑走面を立ち上がって逆行していた。上から滑り出した別の子供と接触し、約 3 m の高さから地面へ転落。頭蓋骨骨折の重傷を負った。  
(事故発生年月 平成 25 年 6 月、5～9 歳<sup>9</sup>・男児・重症)

<sup>8</sup> 「レジャー施設」：「屋内遊戯施設」、「遊園地」、「イベント会場」など。

「店舗」：「ショッピングセンター」、「飲食店」、「家具店」、「自動車ディーラー」、「デパート」、「スーパー」、「家電量販店」、「書店」、「コンビニエンスストア」、「カラオケボックス」など。  
なお、「レジャー施設」や「店舗」では、「ボールプール」、「トランポリン」、「エア遊具」など、他の場所では比較的小さい遊具での事故もみられる。

<sup>9</sup> 事例 3 及び 4 の年齢表記は、事故情報データベースの年齢区分による。

【事例5】

滑り台の柵を越えて遊んでいたところ、高さ3mから墜落し、救急搬送された。  
胸部・背部を骨折。

(事故発生年月 平成27年10月 7歳・男児・中等症)

【事例6】

ジャングルジムで遊んでいた。上(2m60cmの高さ)に立った状態で転落。頭部を打撲し、頭骨骨折、急性硬膜外血腫にて入院。

(事故発生年月 平成27年12月 4歳・男児・重症)

【事例7】

滑り台の上で滑る順番を待っていたところ、柵を越えて横から入ってきた子に押され、そのまま転落。右肘頭骨折のため手術し、入院となった。

(事故発生年月 平成25年3月 9歳・男児・中等症)

【事例8】

ブランコのまわりの柵に座っていてバランスを崩し、コンクリートに顔面から転落。夜、目の上に痛みが出て物が二重に見えるようになり、おう吐も出現。頭部CTで、眼窩底(がんかてい)骨折の診断となった。

(事故発生年月 平成27年10月、11歳・女児・中等症)

【事例9】

高さ2mの雲ていから手を滑らせて左肘から転落し、剥離骨折。前日から雨が降っていて雲ていは濡れていた。

(事故発生年月 平成27年5月 6歳・女児・中等症)

【事例10】

滑り台を滑っていたところ、滑り台の腐食した部分の金属片が指に刺さり治療のため入院となった。

(事故発生年月 平成27年4月、5歳・女児・中等症)

### 3. 消費者の皆様へ

身体を動かして遊ぶことは子供の心身の発育に重要であり、遊具での遊びもその大切な一部です。一方で、遊具での遊びにより重篤な事故が起こっている事例もあり、そういった事故は避けたいものです。

遊具による事故にはいろいろな原因があり、その中には遊具自体の破損などによるものもありますが、利用者や見守る人が注意をすることで避けられる事故も多くあります。また、様々な場所に様々な遊具がありますが、注意すべき点として共通する点も多くあります。

遊具で子供を遊ばせる場合は、禁止・注意事項を確認し、子供に守らせるようにしましょう。レジャー施設で遊具を使用する場合も、各施設や遊具にある掲示をよく確認し、適切な方法で利用することが必要です。

具体的な注意のポイントは以下のとおりです。

#### (1) 施設や遊具の対象年齢を守りましょう。

施設や遊具には対象年齢があるものがあります。小さな子供を年齢に見合わない高さの遊具で遊ばせて転落し、大きなけがを負った事例がありました（事例1）。施設や遊具の対象年齢の表示を確認し、年齢に合った遊具で遊ばせましょう。

#### (2) 6歳以下の幼児には保護者が付き添いましょう。

消費者庁に寄せられた事故情報では、6歳以下の事故が7割を超えています（図4）。保護者が一緒にいても、目を離れた際の事故も起きています。特に、転落による事故が多く発生しているため、高さがある遊具を使う場合は、目を離さないように気を付けましょう（事例2）。

#### (3) 子供の服装や持ち物に注意しましょう。

消費者庁に寄せられた事故情報では、遊具に服の一部や持ち物が引っ掛かったり、絡まったりして、死亡に至った事故が2件ありました（図2、事例3）。

頭や首の周り、背中、裾にひもやフードの付いた子供服や、肩に掛けるかばんやリュックサックのベルト等は、遊具に引っ掛かかって思わぬ事故に繋がる可能性があります。特に、首は身体の中でも弱い部位で、首を締め付ける事故は命に関わるため要注意です。

子供を遊ばせる際は、衣服や持ち物に危険なひもやベルトなどが付いていないか、あらかじめ確認しておきましょう。

(4) 遊具ごとの使い方を守らせましょう。

滑り台で反対側から登る、柵を乗り越えるなど、本来の使い方でない遊び方をして、大きなけがを負った事例もありました（事例4、事例5、事例6）。子供にとって本来の遊び方と違う使い方で遊ぶことも楽しいことですが、大きな事故につながることもあるため、正しい使い方を教えることは大切です。

(5) 遊具を使う順番待ちでは、ふざけて周りの人を押したり突き飛ばしたりしないようにさせましょう。

滑り台に登る階段やはしご、順番待ちをしている滑り台頂上部などや、ブランコの柵などの遊具の周辺の部分でも事故が起きています（事例7、事例8）。大きくなると、子供たちだけで遊ぶ機会が増えますが、不用意に飛び降りたり、ふざけたりしないように、日頃から言い聞かせましょう。

(6) 天候にも気を付けましょう。

屋外に設置してある遊具では、夏場は表面の温度が80度近くになるものや、雨に濡れて滑りやすくなるものもあります（事例9）。公園やアスレチック場などの屋外の遊具で遊ばせるときには、天候にも注意するようにしましょう。

(7) 遊具の不具合や破損を見つけたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。

消費者庁に寄せられた事故情報には、遊具の破損が原因と思われる事例もあります（事例10）。遊具の部品の一部が緩んでいる、腐食が見られるなどの不具合や壊れている箇所を見掛けたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。利用者から連絡があることで、管理者がより迅速に修理等に対応することができ、より安心な環境作りに繋がります。

管理者が分からない場合は、近くの消費生活センターに連絡しましょう。

（消費者ホットライン：電話番号188番<sup>い や や</sup><sup>10</sup>）

---

<sup>10</sup> 全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口をご案内します。

#### 4. 遊具による事故防止に関する関係行政機関への要請

事故を防ぐためには、遊具の管理者による「遊具の適切な設置」、「点検」、「注意事項等の分かりやすい掲示」などの安全対策への取組が前提となりますが、一方で、利用者や見守る人が注意をすることで避けられる事故も多くあります。

そのため、公園の遊具については、一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）<sup>11</sup>により安全基準が設けられ、その基準を満たしている同協会の会員企業の製品には認証マーク（参考1）がつけられているほか、遊具ごとに遊ばせる際の注意点などを保護者向けに分かりやすくまとめたパンフレットも作成されています（参考2）。

また、最近人気のレジャー施設・店舗内の遊び場については、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会（JIPSA）<sup>12</sup>によって、施設を運営する事業者向けの安全のための指針（参考3）がまとめられるなど、事故防止へ向けた取組が進んでいます。

消費者庁では、関係行政機関（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、地方公共団体）に対して、収集した事故情報についての分析結果を提供し、事故の傾向等を踏まえた事故防止の取組が推進されるよう、関係団体への周知についての要請を行いました（参考4）。

#### <本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課 高瀬、上野

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>

<sup>11</sup> 一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）ホームページ：<http://www.jpfa.or.jp/index.html>

<sup>12</sup> 一般社団法人日本エア遊具安全普及協会（JIPSA）のホームページ：<http://www.jipsa.org/>



## 参考 1 公園の遊具の認証マーク

公園の遊具には、一般社団法人日本公園施設業協会により「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」に基づき、同協会が認定している品質・安全性をベースとした認証マークがあります。利用する際は参考にしましょう。

<p>SPマーク</p> 	<p>SP（セーフティプロダクト）マークは、一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が定めた基準に準拠していることを示しています。公園の遊具については、以下が基準となります。</p> <p>遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014</p>
<p>点検済シール</p> 	<p>定期点検（年に1回以上。目視診断・触手診断・聴音診断・打音診断・揺動診断、あるいはJPFA検査器具や測定機器などを使用して行う点検。）や精密点検が「SP表示認定企業」にて実施され、劣化に関して健全であり、かつJPFA-SP-S:2014に関して適合していると認められた遊具に貼付されます。</p>

## 参考2 公園の遊具を安全に使うためのパンフレット

一般社団法人日本公園施設業協会によって、遊具と遊び場に関わる事故を軽減することを目的として、幼児を見守り指導する保育者と保護者などのために、パンフレット（テキスト）が制作されています。遊ぶ前の注意事項、遊ぶ時の心得や万が一事故が起こった時の対応などを、確認しておきましょう。

**仲良く遊ぼう安全に(幼児編)**

【対象者】 <http://www.jpfa.or.jp/download/pdf/20150724001.pdf>  
 幼児・幼児の保護者、幼稚園・保育園の先生、小学校の先生、公園の管理者、子ども会の役員方々など

3歳 6歳 10歳 Take care of a little child.  
 3歳 6歳 10歳の幼児には大人が必ず付き添って下さい

目次 INDEX

大人のページ

- SPマーク・年齢表示シール・注意シール ①
- 目的と性格 ②
- 遊ぶ前の注意事項 ⑤
- 遊ぶ時に心得ておくこと ⑦
- 事故が起きたらなど ⑧

こどものページ

- あそぶときの ふくそう ⑨
- あてんきは? ⑨
- けがを したときは ⑩
- じこに 遊をつける ⑩
- ながよく あそぼう ⑩
- まもうら ⑩
- ゆうくて あそぶときの あそび ⑪

おわりに ⑮

はじめに  
 幼児の保護者と保護者のためのパンフレット  
 このパンフレットは、遊具と遊び場の安全を確保することも目的に、幼児を見守り指導する保育者と保護者のために、一般社団法人日本公園施設業協会（JPF）が制作しています。制作にあたっては、遊具の安全確保と遊具の適切な使用、入念な事前チェック、遊具の点検などの事項を、行っています。  
 パンフレットは施設が遊具の安全確保に役立てていただき、フォローして保護者や利用者様にもお渡しください。JPFのホームページにも掲載、しております。このパンフレットの活用にご協力ください。子どもたちの安全な遊びの場を確保するために、ご活用ください。

一般社団法人日本公園施設業協会 発行 2015年

**仲良く遊ぼう安全に(児童編)**

【対象者】 <http://www.jpfa.or.jp/nakayoku/pdf/jido.pdf>  
 児童・児童の保護者、小学校の先生、公園の管理者、子ども会の役員方々など

なかよく あそぶ あんぜん  
**仲良く遊ぼう安全に**  
 ~学校の先生方と保護者のために~

児童編

目次 INDEX

- 目的と性格 Page.1 ①
- 遊ぶ前に Page.4 ②
- 代表的な遊具での注意事項 Page.6 ③
- 子どもが心得ておくこと Page.10 ④
- 事件・事故が起きたらなど Page.11 ⑤
- おわりに Page.12

### 参考3 商業施設内キッズプレイランド安全10ヶ条

一般社団法人日本エア遊具安全普及協会（JIPSA）によって、商業施設<sup>13</sup>におけるキッズプレイランドの設計、製造、運営、管理等を行う事業者向けに、遊具と遊び場に関わる事故を軽減することを目的とした10ヶ条が公開されています。

遊具の適切な遊び方を利用者及び保護者に分かりやすく掲示することも規定されています。商業施設におけるプレイランドの遊具で遊ぶときには、口頭での説明を含めて掲示されている遊び方や危険・禁止行為などを確認するようにしましょう。

URL : [http://www.jipsa.org/pdf/SC\\_SafetyManagement10rules.pdf](http://www.jipsa.org/pdf/SC_SafetyManagement10rules.pdf)

---

<sup>13</sup> ショッピングセンター、家電量販店、書店、飲食店、コンビニエンスストア、遊園地、テーマパークが主な対象となっています。

## 参考 4 関係行政機関への要請

消安全 4 3 号

平成28年2月10日

各省庁消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

### 遊戯施設における消費者安全について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

#### （消費者委員会の建議について）

平成27年8月28日付けで消費者委員会から内閣府特命担当大臣（消費者）及び経済産業大臣宛てに「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」が出されました（別添1参照）。

同建議においては、様々な遊戯施設（飲食店、公園及び学校の遊戯施設等）で事故が発生していることから、これらの施設に係る事故情報の収集・活用するため、消費者庁が関係省庁と調整することが必要であり、また、消費者庁から関係省庁に対して事故情報を提供することが必要とされたところです。

#### （事故情報の収集・活用について）

遊戯施設に関する消費者事故等の情報については、消費者庁において、消費者安全法（平成21年法律第50号）及び医療機関ネットワーク事業等に基づき、事故情報を収集しております。今般、消費者庁において、収集した事故情報について、施設別・遊具別等に分析した結果を取りまとめましたので、情報提供いたします（別添2）。遊戯施設の事故防止に係るガイドライン等の一覧（別添3）、遊戯施設に関する事故情報が記載されているウェブサイトの一覧（別添4）と併せて、関係団体に周知し、遊戯施設の事故防止に活用いただきますようお願いいたします。

また、必要に応じて、事業者及び業界団体及び所管省庁が事故情報を共有し、再発防止の取組を推進いただきますようお願いいたします。合わせて、関係省庁において消費者事故等の情報を入手した場合には、消費者安全法に基づく消費者庁への通知の徹底をお願いいたします。

<sup>1</sup> 本事務連絡における「遊戯施設」は、消費者委員会の建議における定義に準じる。建議における「遊戯施設」とは、子どもが体を動かして遊ぶことを目的とした施設及び遊具を指す。具体的には、屋内遊戯施設（インドアプレイグラウンド）、複合アスレチック、エア遊具、ジャンピング遊具、ボールプール、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、その他これらに類するものが該当する。なお、建築基準法（ジェットコースター等）、電気用品安全法（ゲームセンターの遊戯器具等）、消費生活用製品安全法（玩具等）が対象としている遊戯施設・遊具は含まない。

注）別添は省略。